遠藤　理一　神林　達樹
清水　守雄　住川　義博
堤　明憲　富田　昭男
従六位に叙する（各通）
春田　長雄
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上三月六日）
従三位に叙する
（首都大学東京名誉教授）
従四位に叙する（各通）
小森　瞭一　酒井　敬
正五位に叙する（各通）
従五位に叙する
臼田　良子
川崎　榮實
従七位
正六位に叙する（各通）
飯村　猛　小柳津茂助
北村　俊三　佐々木茂治
野々村尚三　二井　清夫
宮崎　厚生　宮田　光雄
従六位に叙する（各通）
大島喜八郎　榊原　重信
杉浦　盛仁　中田　孝美
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上三月七日）
従五位に叙する
従六位に叙する
従七位に叙する（以上三月八日）
従五位に叙する
従六位に叙する
従七位に叙する（以上三月八日）
○叙勲
旭日小綬章を授ける
旭日双光章を授ける
旭日単光章を授ける（以上三月五日）

上妻　宗治
瑞慶山良昭
中村　勇二
渡部　忠吉
島田　芳雄
植松　治雄
榛村　純一
吉田　武
藤岡　務
中島　宏
海老澤　務
長谷高　昇
馬場　信義
片野　壽郎
清水澪太郎
松本　義郎
山川　春夫
新海　光男
大西　敏男
小松　孝雄
横山壽美夫
今西　敏雄
橋本　久
小川　和明
北畑　透
平川　春見

旭日単光章を授ける（三月七日）
京藤　和男　五味田　稔
佐南谷賢龍　高田　芳信
堀　政司　三浦　紀榮
瑞宝双光章を授ける（各通）
甲斐　誠郎　鈴木　荘司
千葉　愛夫　安田　弘之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月五日）
神林　達樹　上妻　宗治
富田　昭男　富山　隆　中村　勇二
中山　雅夫　萩原　武　神子田泰道
吉田登志夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤　理一　佐藤　良洋　島田　芳雄
廣田　茂延　村田　浩一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月六日）
小森　瞭一
瑞宝中綬章を授ける
（首都大学東京名誉教授）
吉田　武
瑞宝小綬章を授ける
飯村　猛　海老澤　務　大島喜八郎
三崎　榮實　榊原　重信　中田　孝美
宮崎　厚生　宮田　光雄　山川　春夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
杉浦　盛仁　松根　進　松本　義郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月七日）
今西　敏雄
瑞宝双光章を授ける（三月八日）
橋本　久
瑞宝双光章を授ける（三月九日）

前田　金光
佐藤　哲雄
藤岡　倉平
三口　進
鈴木　荘司
安田　弘之
上妻　宗治
中村　勇二
神子田泰道
島田　芳雄

官庁報告

法　務

刑事補償法による補償決定の公示

金子希典に対する強要被告事件について平成二八年五月二六日言渡しの無罪判決が確定したので、平成二九年一一月一〇日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

金子希典（昭和五〇年三月四日生）　六七日分八三万七五〇〇円

さいたま地方裁判所

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、茨城労働局の関係事業主を代表する者三田明尚の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年4月12日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、茨城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成30年4月20日

4　推薦書及び添付書類提出先　茨城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

中小企業診断士試験に関する公告

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第2項の規定に基づき、平成30年度における中小企業診断士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に必要な事項を次のとおり公告する。

平成30年4月12日

経済産業大臣　世耕　弘成

1．第1次試験

1　受験資格　年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

2　試験期日　平成30年8月4日（土曜日）及び平成30年8月5日（日曜日）

3　試験科目及び方法　第1次試験は、次に掲げる科目について、多肢選択式による筆記の方法により行う。

なお、他の国家試験の合格者等又は平成28年度若しくは平成29年度の第1次試験の一部の科目に合格した者に対して、その者の申請により当該試験科目を免除することができるものとする。

(1)　経済学・経済政策
(2)　財務・会計
(3)　企業経営理論
(4)　運営管理（オペレーション・マネジメント）
(5)　経営法務
(6)　経営情報システム
(7)　中小企業経営・中小企業政策

4　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇の各地区

5　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人中小企業診断協会

6　受験手数料　13,000円

7　受験申込書等の交付

(1)　交付期間　平成30年5月2日（水曜日）から平成30年5月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時まで

(2)　交付場所　次に掲げる一般（公益）社団法人及び株式会社

一般社団法人中小企業診断協会
（〒104―0061　東京都中央区銀座1―14―11　銀松ビル5階）